

議案第1号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和8年6月4日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

高等学校の適正な運営を図るため、収容定員を改める。

2 規則案の概要

- (1) 鳥取工業高等学校において、令和7年度に工業学科制御・情報科を工業学科情報工学科に学科名を変更したことにより、収容定員を改めたこと。
- (2) 鳥取湖陵高等学校において、工業学科電子機械科を募集停止したことにより、収容定員を改めたこと。
- (3) 智頭農林高等学校において、令和7年度に農業学科ふるさと創造科、農業学科森林科学科及び農業学科生活環境科の3つの小学科から、農業学科生産科学科及び農業学科森林科学科の2つの小学科へ再編したことにより、収容定員を改めたこと。
- (4) 境港総合技術高等学校において、工業学科電気電子科を募集停止したことにより、収容定員を改めたこと。
- (5) 日野高等学校において、これまで総合学科2学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。

3 規則案の概要

- (1) 高等学校の学科及び収容定員を次のとおり改める。

名称	課程名	学 科 名		収 容 定 員	
				現 行	改正後
鳥取工業高等学校	全日制課程	工業学科	制御・情報科	38人	—
			情報工学科	38人	76人
鳥取湖陵高等学校	全日制課程	工業学科	電子機械科	114人	76人
智頭農林高等学校	全日制課程	農業学科	ふるさと創造科	} 204人	—
			生産科学科		} 204人
			森林科学科		
			生活環境科		—
境港総合技術高等学校	全日制課程	工業学科	電気電子科	114人	76人
日野高等学校	全日制課程	総合学 科		228人	190人

- (2) 施行期日は、令和9年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）							
1 高等学校						1 高等学校							
名称	課程名	学科名	修業 年限	収容 定員	所在地	名称	課程名	学科名	修業 年限	収容 定員	所在地		
略						略							
鳥取工業高等学校	全日制課程	工業学科	略			略	鳥取工業高等学校	全日制課程	工業学科	略		略	
			情報工学科	3年	<u>76人</u>					制御・情報科	3年		38人
			略							情報工学科	3年		<u>38人</u>
鳥取湖陵高等学校	全日制課程	略			略	鳥取湖陵高等学校	全日制課程	略			略		
		工業学科	電子機械科	3年				<u>76人</u>	工業学科	電子機械科		3年	<u>114人</u>
		略						略					
略						略							
智頭農林高等学校	全日制課程	農業学科	生産科学科	3年	略	智頭農林高等学校	全日制課程	農業学科	生産科学科	3年	略		
			森林科学科	3年					ふるさと創造科	3年			
				森林科学科					3年	生活環境科		3年	
略						略							
境港総合技術高等学校	全日制課程	略			略	境港総合技術高等学校	全日制課程	略			略		
		工業学科	略					工業学科	略				
			電気電子科	3年					<u>76人</u>	電気電子科		3年	<u>114人</u>
略						略							
日野高等学校	全日制課程	総合学科	3年	<u>190人</u>	略	日野高等学校	全日制課程	総合学科	3年	<u>228人</u>	略		
2・3 略						2・3 略							

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。